



第39回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都港区海岸一丁目16番2号
ホテル インターコンチネンタル東京ベイ
5階 ウィラード

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件

目次

■ 第39回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	42

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/7575/>

日本ライフライン株式会社

証券コード：7575

... for Patient Comfort

生きる力を支えるために

私たちは、「病める人のために最新最適な医療機器を提供することを通じて
社会貢献する」という経営理念を掲げています。

患者様にとって適切であるか。患者様にとって価値あるものか。
常に自らに問いかけながら、優れた医療機器の提供に取り組んでいきます。



(証券コード 7575)
2019年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本ライフライン株式会社
代表取締役社長 鈴木 啓 介

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2.場 所 東京都港区海岸一丁目16番2号
ホテル インターコンチネンタル東京ベイ 5階 ウィラード

3.会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第39期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示については本招集ご通知2ページの「インターネットによる開示について」に記載しております。

◎本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける方



会場受付に ご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



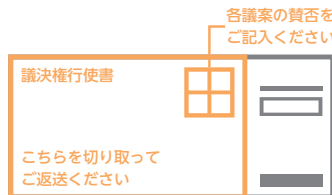
なお、当日は議事資料として本招集ご通知をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない方



郵送による ご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで ご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使書による議決権行使

→ こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

→ インターネットによる議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

■ 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により
重複して議決権を行使された場合

▶ インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによって議決権を複数回行使された場合

▶ 最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット による 開示について

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jll.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に掲載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。

当社ウェブサイト

<https://www.jll.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限
2019年6月25日(火)
午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主 総 会 日 議 決 権 の 数

「ログイン用QRコード」は
こちら

〇〇〇株式会社



詳しくは同封の
案内チラシをご覧ください。

議決権行使書副票（右側）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログイン ID」「仮パスワード」の
入力が必要になりました！

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用 QR コード」を
読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる
場合、必ず事前に「利用規定」および「利用ガイド」を
ご覧ください。

[利用規定](#) [利用ガイド](#)

上記記載内容をご了承される場合には、下の「株主総会
に関するお手続き」を押してください。

**株主総会に関する
お手続き**

なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保
守・点検のため取扱いを休止させていただきますこと
あらかじめご了承ください。

[パソコン用ページへ](#)

お問合せ先 三菱UFJ信託銀行 証券代行部
株主総会に関するお手続きサイトに係るお問合せ
※0120(173)027(通話料無料)
一般株式業務のお問合せ
※0120(330)711(通話料無料)

機関投資家の皆様へ

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた
場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。
※議決権行使サイトのご利用に伴う接続料金及び通信料金は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

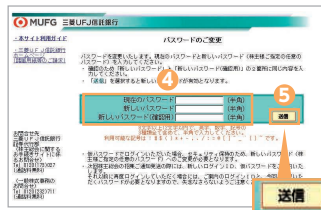
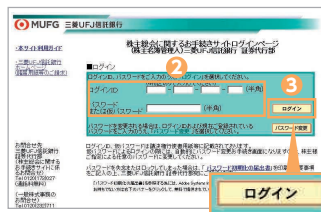
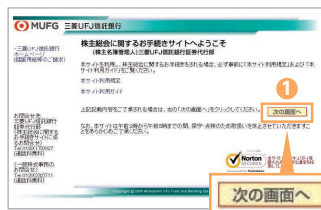


ＱＲコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、左記のＱＲコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



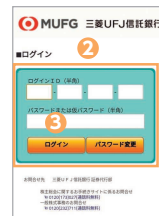
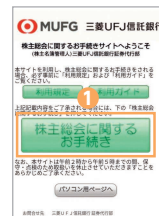
パソコンの場合

- ① 「次の画面へ」をクリック
- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック
- ④ 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認）入力欄」の両方に入力。新しいパスワードは忘れにならないようご注意ください。
- ⑤ 「送信」をクリック
- ⑥ 確認画面が出たら、「確認」をクリック



スマートフォンまたは携帯電話の場合

- ① 「株主総会に関する手続き」をクリック
- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開における資金需要等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

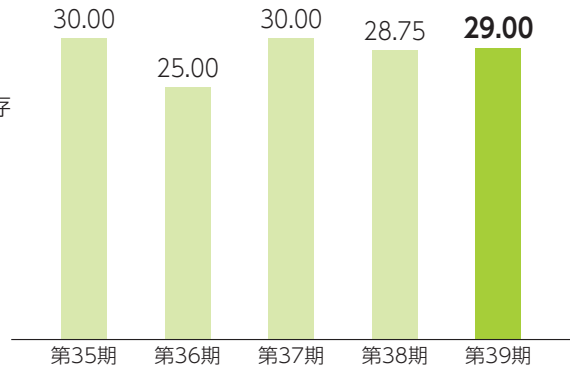
1株当たり配当金

(単位:円)

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金29.00円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,335,371,856円となります。



3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

2015年10月1日付、2016年12月1日付及び2018年1月1日付で、普通株式1株につき、2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。

1株当たり配当金においては、実際の配当金を記載しております。

第2号議案

取締役 11 名選任の件

取締役 12 名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役 11 名（うち 1 名女性）の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位		取締役会 出席状況
1	鈴木 啓介	代表取締役社長	再任	100% (12回/12回)
2	鈴木 厚宏	代表取締役副社長	再任	100% (12回/12回)
3	高橋 省悟	常務取締役管理本部長	再任	100% (12回/12回)
4	野上 和彦	取締役EP事業本部長	再任	100% (12回/12回)
5	山田 健二	取締役開発生産本部長	再任	100% (12回/12回)
6	渡辺 修	取締役CRM事業本部長	再任	100% (12回/12回)
7	高宮 徹	取締役CV事業本部長	再任	100% (12回/12回)
8	出井 正	取締役薬事統括本部長	再任	100% (12回/12回)
9	干場 由美子	取締役人事総務統括部長	再任	100% (10回/10回)
10	佐々木 文裕	取締役	再任 社外 独立役員	91.7% (11回/12回)
11	池井 良彰	取締役	再任 社外 独立役員	100% (12回/12回)

**取締役在任年数**

22年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

2,650,016株

1 すずき けいすけ 鈴木 啓介

1953年9月9日生（満65歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年2月	当社取締役	1997年6月	当社取締役副社長
1987年4月	当社取締役副社長	2005年6月	当社代表取締役社長
1992年11月	当社取締役退任		（現在に至る）
1994年1月	当社相談役		

（注）鈴木啓介氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、創業以来当社の経営を担っており、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行い、当社の成長を成し遂げてきた実績と経営全般及び医療機器事業における豊富な経験と高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

**取締役在任年数**

14年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

334,880株

2 すずき あつひろ 鈴木 厚宏

1958年6月5日生（満61歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年9月	当社入社	2011年6月	当社専務取締役 事業本部長
1992年1月	当社東海支店長	2013年6月	当社取締役副社長 事業本部長
2000年4月	当社営業本部副本部長	2015年4月	当社取締役副社長
2005年6月	当社取締役営業本部長	2015年6月	当社代表取締役副社長 （現在に至る）
2007年4月	当社取締役事業本部長		
2007年6月	当社常務取締役 事業本部長		

（注）鈴木厚宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、事業部門等の責任者を経て、副社長として業務執行全般を指揮しており、経営全般及び医療機器事業における豊富な経験及び高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

8年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

14,400株

3

た か は し
しょう ご
高橋 省悟

1964年7月8日生（満54歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年12月	当社入社	2012年3月	Synexmed(Hong Kong)Limited 総経理
2009年4月	当社法務室長	2012年4月	心宜医療器械(深圳)有限公司 総経理
2010年3月	当社法務室長兼 開発生産部長	2013年6月	当社常務取締役 開発生産部長
2011年4月	当社開発生産本部長	2017年7月	当社常務取締役 管理本部長（現在に至る）
2011年6月	当社取締役 開発生産本部長		

（注）高橋省悟氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、法務部門及び開発生産部門の責任者を経て、管理部門を統括する責任者として、管理機能の強化に貢献してきました。これらの幅広い領域における豊富な経験と高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

20,000株

4

の が み
かず ひ こ
野上 和彦

1958年11月8日生（満60歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年5月	当社入社	2015年4月	当社執行役員 EP事業本部長
2011年4月	当社EP/ABL事業 部長	2015年6月	当社取締役 EP事業本部長
2013年7月	当社執行役員 EP/ABL事業部長	2018年4月	当社取締役 不整脈事業本部長
2014年4月	当社執行役員 不整脈統括事業部長	2019年4月	当社取締役 EP事業本部長（現在に至る）

（注）野上和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、医療機器業界における長年の経験と実績を有し、当社のEP事業部門の成長に大きく貢献してきました。これらの領域における豊富な経験及び高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

22,400株

5 やまだ けんじ 山田 健二

1971年11月26日生（満47歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年5月	当社入社	2017年7月	当社取締役 開発生産本部長（現在に至る）
2011年4月	当社経営管理部長		Synexmed(Hong Kong)Limited 総経理（現在に至る）
2013年7月	当社執行役員 経営管理部長		心宜医療器械(深圳)有限公司 総経理（現在に至る）
2014年4月	当社執行役員 管理本部副本部長	2017年8月	JLL Malaysia Sdn. Bhd. 取締役社長（現在に至る）
2015年4月	当社執行役員 管理本部長		
2015年6月	当社取締役 管理本部長		

(注) 山田健二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、管理部門の責任者を経て、開発生産部門を統括する責任者として、メーカ機能の強化を図ってきました。これらの領域における豊富な経験と高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

0株

6 わたなべ おさむ 渡辺 修

1959年12月1日生（満59歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年7月	当社入社	2015年4月	当社執行役員 CRM事業本部長
2010年1月	当社CRM事業部営業部長	2015年6月	当社取締役 CRM事業本部長
2012年4月	当社CRM事業部 副事業部長	2018年4月	当社取締役 不整脈営業本部長
2013年4月	当社支店統括営業部長	2019年4月	当社取締役 CRM事業本部長（現在に至る）
2013年7月	当社執行役員 支店統括営業部長		

(注) 渡辺修氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、医療機器業界における長年の経験と実績を有し、当社のCRM事業及び販売部門を統括し、事業拡大に貢献してきました。これらの領域における豊富な経験及び高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

800株

7 たか みや とおる
高宮 徹

1964年11月17日生（満54歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年8月	当社入社	2014年4月	当社執行役員
2009年4月	当社TVI事業部SHT部長		CV統括事業部長
2011年4月	当社EST事業部長	2015年4月	当社執行役員
2012年4月	当社CVE事業部長		CV事業本部長
2013年7月	当社執行役員	2017年6月	当社取締役
	CVE事業部長		CV事業本部長（現在に至る）

（注）高宮徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、医療機器業界における長年の経験と実績を有し、当社の外科関連及びインターベンション事業を統括し事業拡大に貢献してきました。これらの領域における豊富な経験及び高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

800株

8 い で い ただし
出井 正

1965年5月30日生（満54歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年10月	当社入社	2015年4月	当社執行役員
2011年4月	当社薬事申請部長		薬事統括本部長
2013年4月	当社薬事統括部長	2017年6月	当社取締役
2013年7月	当社執行役員		薬事統括本部長
	薬事統括部長		（現在に至る）

（注）出井正氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、医療機器の薬事及び品質保証部門における長年の経験と実績を有し、当社の薬事及び品質保証体制を強化し、事業拡大に貢献してきました。これらの領域における豊富な経験及び高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

**取締役在任年数**

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

所有する当社の株式数

6,528株

9

ほし ば ゆ み こ

干場 由美子

1962年3月3日生（満57歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2018年4月	当社執行役員 人事総務統括部長
2008年4月	当社管理部長		
2011年4月	当社総務部長	2018年6月	当社取締役 人事総務統括部長 （現在に至る）
2014年7月	当社執行役員 総務部長		
2015年4月	当社執行役員 総務統括部長		

（注）干場由美子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者の選任理由

同氏は、人事総務及び情報システム部門を統括し、会社の成長を支える管理機能の強化を図ってきました。これらの領域における豊富な経験と高い識見を有していることから、引き続き、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

7年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

91.7%（11回／12回）

所有する当社の株式数

0株

10 さ さ き ふみ ひろ
佐々木 文裕

1957年7月10日生（満61歳）

再任

社外

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 ㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルート）入社
2001年4月 ㈱リクルート執行役員
2011年4月 ㈱リクルート顧問
2012年4月 ㈱ザイマックスアカウンティングパートナー（現㈱ザイマックスウイズ）代表取締役社長（現在に至る）
2012年6月 当社取締役（現在に至る）
2012年7月 アビリタス ホスピタリティ㈱代表取締役チーフエグゼクティブオフィサー
2015年10月 ㈱ザイマックスホテルズ（現㈱からくさホテルズ）代表取締役社長
2017年4月 ㈱ザイマックス常務執行役員（現在に至る）
㈱ザイマックスフェロー（現㈱ザイマックストラスト）代表取締役社長
㈱ザイマックス・スクエア代表取締役社長
㈱ザイマックスヴィレッジ代表取締役社長（現在に至る）

- （注）1. 佐々木文裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木文裕氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、佐々木文裕氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。佐々木文裕氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

社外取締役候補者の選任理由

同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会のほか指名・報酬諮問委員会においても、客観的な立場から経営に対する助言や提言を頂いております。引き続き、業務執行への監督強化や当社の持続的な企業価値向上に向けた助言や提言が期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式数

0株

11

い け い
池井よ し あ き
良彰

1957年5月4日生（満62歳）

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 三菱商事(株)入社
- 1999年4月 (株)オークネット執行役員経営戦略室長
- 2001年10月 (株)レコフ常務執行役員兼大阪支店長
- 2007年11月 (株)MA/パートナーズ代表取締役（現在に至る）
- 2012年7月 ストレックス(株)専務取締役
- 2017年6月 当社取締役（現在に至る）

- (注) 1. 池井良彰氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池井良彰氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、池井良彰氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。池井良彰氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

社外取締役候補者の選任理由

同氏は、M&A業界に長く携わっており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会のほか指名・報酬諮問委員会においても、客観的な立場から経営に対する助言や提言を頂いております。引き続き、業務執行への監督強化や当社の持続的な企業価値向上に向けた助言や提言が期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

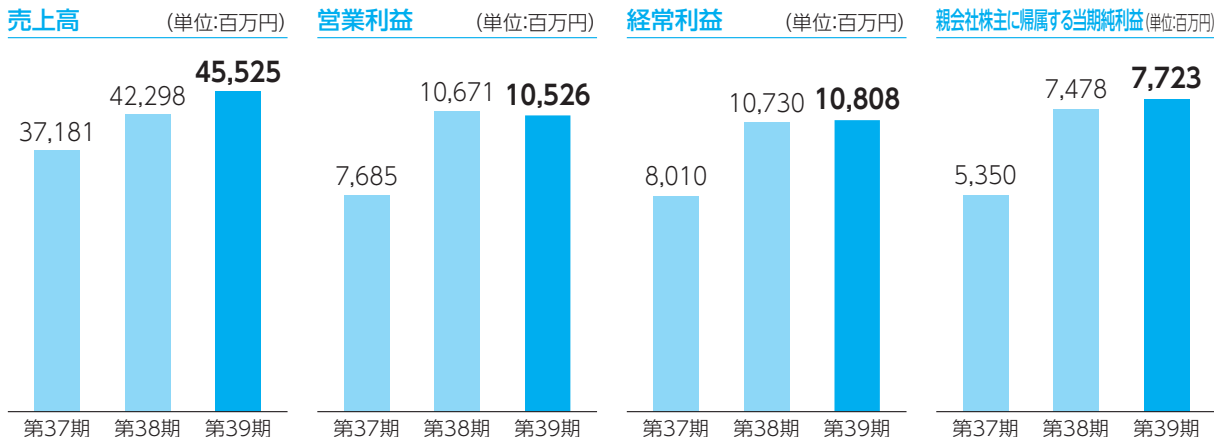
当社が属する医療機器業界におきましては、高齢化が急速に進むなか、質の高い医療を広く提供することの重要性が増しており、医療機器メーカーには、患者様の身体的な負担を低減するとともに、医療費の削減も期待できるような低侵襲な医療機器の提供が求められております。また、国は年々増加する医療費の財源を確保し、医療保険制度を維持、存続させていくための方策の一環として、医療機器の公定価格である保険償還価格の引下げを継続して行っており、旧来からある医療機器を中心として販売価格は低下傾向にあります。

医療機器メーカー各社は、こうした環境に対応するため、新規性が高く治療効果の高い医療機器の開発、導入に注力しており、新医療機器の導入競争も激しさを増しております。また、業界内における他社とのM&Aや販売提携等を通じて、他の治療領域への参入や販売規模の拡大など、競争力を高めるための取り組みが行われております。

こうした競争環境の下、当社といたしましては、海外の先端的な医療機器メーカーの製品を、日本国内へ導入し販売する商社としての機能と、医療現場のニーズを反映した自社製品の開発及び製造を行うメーカーとしての機能とともに強化することで、競争力を高めてまいりました。

2018年11月には当社の主力事業であり、不整脈治療の中心的な位置付けであるリズムデバイスにおいて、グローバルで高い競争力を有するボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社と、CRM（Cardiac Rhythm Management：心調律管理）関連製品に関する独占販売契約を締結し、今後の長期的な成長に向けた事業基盤の確保を行いました。従来、リズムデバイスにおいては、心臓ペースメーカ等の徐脈治療領域に比べ、ICD（植込み型除細動器）等の頻脈治療領域における市場シェアは限定的でありましたが、頻脈治療領域に強みを持つ同社と提携することでリズムデバイスの一層の拡充を図り、自社製品を主に扱うEP/アブレーションと合わせ、不整脈治療領域における競争力を一層高めてまいります。

また、メーカー機能におきましては、自社で立ち上げから行う海外工場としては初となるマレーシア工場の建設を進めており、高い成長が続く自社製品の供給力の確保に努めるほか、当社が強みを持つカテーテル関連技術の一層の拡充を図るため、国内におきまして小山ファクトリーの2期棟の建設に着手しております。さらに、不整脈治療領域の医療機器の開発・製造により培ってきた技術の応用による、他領域への進出にも取り組んでおります。2017年に上市した大腸ステントに続いて、アブレーションカテーテルの技術を応用した肝癌治療用デバイスの開発を進めるなど、消化器領域の製品群の開発にも注力してまいりました。



当期の販売実績といたしましては、リズムデバイスにおいて、2018年4月に行われた医療機器の公定価格である保険償還価格の改定による影響に加えて、2018年8月に仕入先の変更を公表したことに伴い、既存品の販売が減少いたしました。その一方で、EP/アブレーションにおきましては、心房細動のアブレーション治療の症例数の増加を受けて、当社のオンリーワン製品である心腔内除細動カテーテルをはじめとする心房細動治療の関連商品が伸長したほか、2018年7月より新たに内視鏡レーザーアブレーションカテーテルの販売を開始し拡販に努めてまいりました。

外科関連におきましては、腹部用ステントグラフトやオンリーワン製品であるオープンステントグラフト等をはじめとする人工血管関連商品の販売が好調に推移いたしました。さらに、インターベンションにおきましては、バルーンカテーテル等において、公定価格引下げや競合製品による影響を受けたものの、薬剤溶出型冠動脈ステントの寄与により売上高が増加いたしました。

以上により、当期の売上高は、455億2千5百万円（前期比7.6%増）となりました。

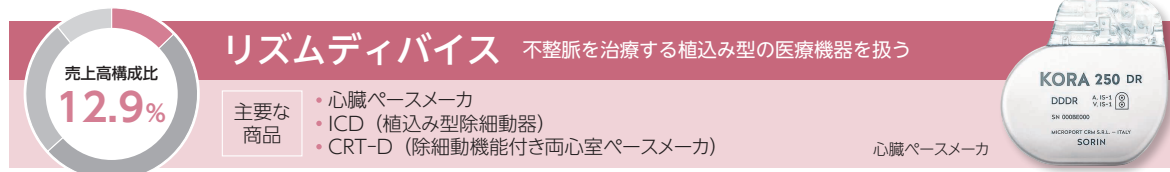
利益面におきましては、自社製品の売上構成比は前期と概ね同水準であったものの、自社製品の中でも収益性の高い製品の伸長により、単体ベースにおける売上総利益率は改善いたしました。しかしながら、連結ベースにおきましては、子会社合併に伴う未実現利益の調整として、前期に計上した11億7千万円の売上総利益のプラス効果が当期には生じないことから、売上総利益率は前期に比べ1.7ポイント低下いたしました。

販売費及び一般管理費におきましては、事業体制の強化に伴い人件費が増加したほか、新商品の拡販に伴う広告宣伝費や旅費交通費が前期に比べ増加したこと等により、当期の営業利益は105億2千6百万円（前期比1.4%減）となりました。これに、受取利息や受取配当金等をはじめとする営業外収益を5億7千1百万円、投資有価証券評価損及びシンジケートローン手数料等を営業外費用として2億8千9百万円計上したことから、当期の経常利益は、108億8百万円（前期比0.7%増）となりました。さらに、固定資産売却益及び投資有価証券売却益を特別利益として5百万円計上した一方、固定資産除却損を特別損失として1千2百万円計上したことから、当期の親会社株主に帰属する当期純利益は77億2千3百万円（前期比3.3%増）となりました。

品目別の販売状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	第36期 (15/4～16/3)	第37期 (16/4～17/3)	第38期 (17/4～18/3)	第39期（当期） (18/4～19/3)
リズムデバイス	5,557	6,617	7,247	5,862
EP/アブレーション	14,371	17,528	20,364	23,060
外科関連	8,358	10,251	11,464	11,730
インターベンション	2,252	2,783	3,221	4,872
合計	30,540	37,181	42,298	45,525

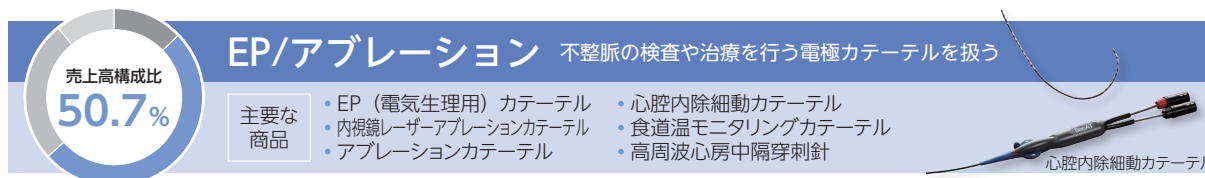
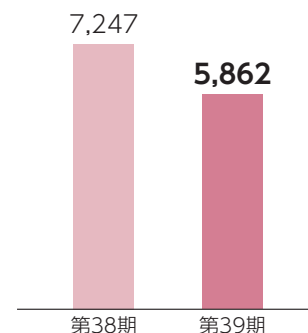


リズムデバイスにおきましては、2018年4月の公定価格引下げによる影響のほか、2018年8月に仕入先の変更に関する公表を行ったことを受け、心臓ペースメーカ及びICD関連の現行商品の販売数量が減少し、前期に比べ売上高が減少いたしました。

現在、リズムデバイス商品の新たな供給元となるボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社と、2019年9月からの同社製品の本格販売開始に向けた準備を進めております。なお、頻脈治療領域におけるオンリーワン商品である、完全皮下植込み型除細動器システム（S-ICDシステム）「EMBLEM MRI S-ICD（エンブレム MRI S-ICD）システム」につきましては、2019年4月より先行的に、当社による全認定施設での販売を開始いたしました。当社が重視する頻脈治療領域の商品の販売を始めることで、ボストン・サイエンティフィック社のCRM関連製品の全面的な販売開始に向けた体制整備を進め、早期のCRM事業の拡大を図ってまいります。

以上により、リズムデバイスの売上高は、58億6千2百万円（前期比19.1%減）となりました。

売上高 (単位:百万円)



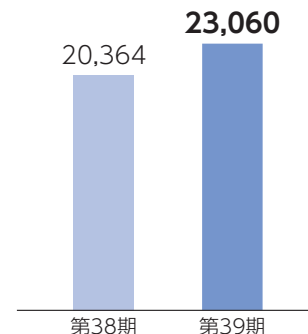
EPカテーテルにおきましては、心房細動のアブレーション治療の症例数の増加を背景として、当社のオンリーワン製品である心腔内除細動カテーテル「BeeAT（ビート）」等の自社製品の売上高が増加いたしました。

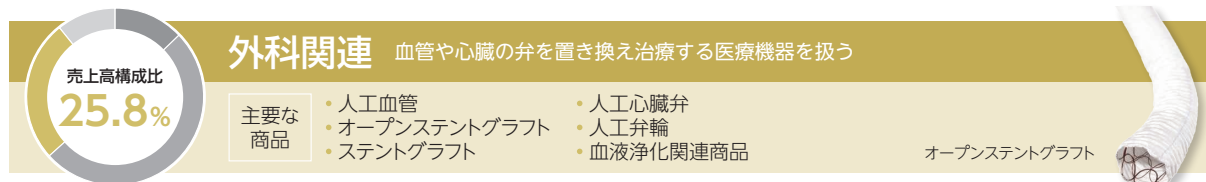
また、仕入商品であり国内では当社のみが販売する高周波心房中隔穿刺針「RFニードル」につきましても、同様に販売数量が増加いたしました。

アブレーションカテーテルにおきましては、従来から取り扱う高周波を用いるアブレーションカテーテルの販売数量は減少いたしました。その一方、2018年7月より販売を開始した内視鏡レーザーアブレーションカテーテル「HeartLight（ハートライト）」につきましては、2018年11月にPMS（市販後の使用成績調査）が終了し、医療機関への導入が進んでおります。バルーンテクノロジーを用いた心房細動のアブレーション治療は、手技の簡便化が見込まれ、今後一層の普及が見込まれております。さらに本商品は内視鏡とレーザーを組み合わせることで症例に合わせたきめ細かな治療が可能であるという特長を有していることから、医療現場への浸透を図ってまいります。

以上により、EP/アブレーションの売上高は、230億6千万円（前期比13.2%増）となりました。

売上高 (単位:百万円)

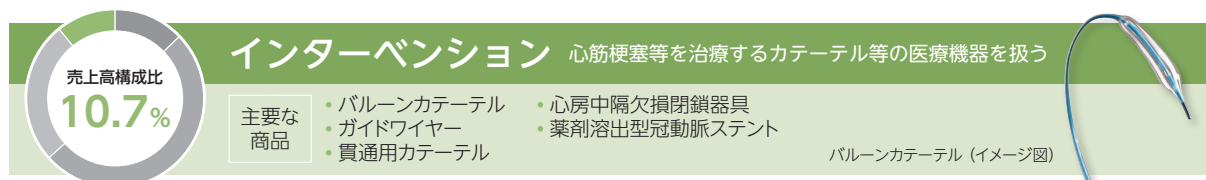
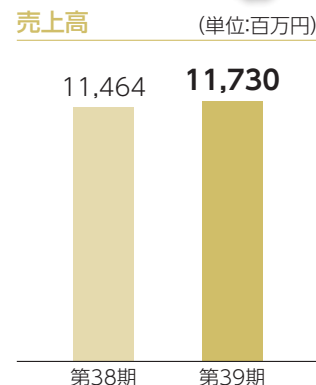




人工血管関連におきましては、大動脈疾患を経皮的に治療するステントグラフトにおいて、腹部領域を対象とした商品である「AFX2ステントグラフトシステム」が伸びいたしました。その一方、胸部領域の商品につきましては、2019年3月に独占販売契約が終了することを受け、前期に比べ販売数量が減少いたしました。また、自社製品におきましては、胸部大動脈疾患の開胸手術の低侵襲化に寄与する医療機器であり、当社のオンリーワン製品であるオープンステントグラフト「J-Graft FROZENIX (ジェイグラフト・フローゼニクス)」の販売が、堅調に推移したほか、同じく自社製品である人工血管も前期に比べ、売上高が増加いたしました。

人工心臓弁関連商品におきましては、カテーテルを用いた低侵襲治療の普及が進んでいることを背景として、前期に比べ売上高が減少いたしました。なお、人工心臓弁関連商品につきましては、現行の独占販売契約が満了する2019年5月末をもって、取り扱いを終了いたします。

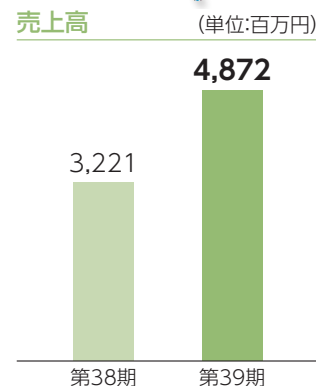
以上により、外科関連の売上高は、117億3千万円（前期比2.3%増）となりました。



バルーンカテーテルにおきましては、公定価格引下げの影響等により、前期に比べ売上高が減少いたしました。なお、ガイドワイヤーにつきましては、厳しい競争環境の中、2018年10月より本格販売を開始した「Amati (アマティ)」の寄与により、前期に比べ売上高が増加いたしました。

その他の品目におきましては、心房中隔欠損閉鎖器具「Figulla Flex II (フィギュラ・フレックスII)」及び貫通用カテーテル「Guideliner (ガイドライナー)」につきまして、競合製品の影響により、前期に比べ売上高が減少いたしました。その一方で、2018年3月に導入した薬剤溶出型冠動脈ステント「Orsiro (オシロ)」につきましては、下期よりサイズラインナップを拡充したこと等により販売数量が増加いたしました。今後も国内臨床研究等の取り組みを進めることにより、さらなる拡販に努めてまいります。また、虚血性心疾患治療領域におきましては、独占販売ではないもののPCI（経皮的冠動脈形成術）治療の適切な実施をサポートする血管内圧測定用センサ付ガイドワイヤ「OptoWire (オプトワイヤ)」の販売を2018年10月より開始していることから、引き続き拡販に努めてまいります。

以上により、インターベンションの売上高は、48億7千2百万円（前期比51.2%増）となりました。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は12億4千8百万円で、その主なものは当社の生産設備にかかわるものであり、所要資金は手元資金及び借入金をもって充当いたしました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

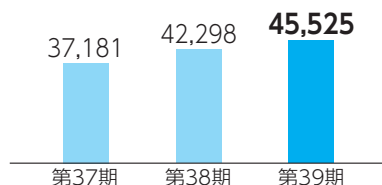
4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 (15/4～16/3)	第37期 (16/4～17/3)	第38期 (17/4～18/3)	第39期 (当期) (18/4～19/3)
売 上 高 (百万円)	30,540	37,181	42,298	45,525
営 業 利 益 (百万円)	3,700	7,685	10,671	10,526
経 常 利 益 (百万円)	3,574	8,010	10,730	10,808
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,804	5,350	7,478	7,723
1株当たり当期純利益 (円)	36.70	71.91	98.51	96.05
総 資 産 (百万円)	36,165	40,427	60,980	67,783
純 資 産 (百万円)	15,890	20,750	41,090	46,493

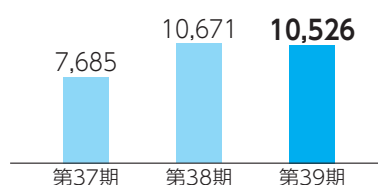
(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 2015年10月1日付、2016年12月1日付及び2018年1月1日付で、普通株式1株につき、2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。第36期期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

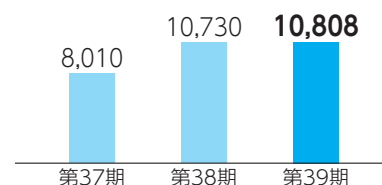
売上高 (単位:百万円)



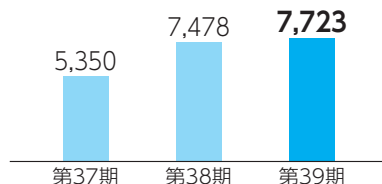
営業利益 (単位:百万円)



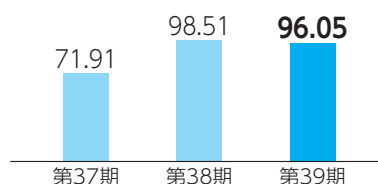
経常利益 (単位:百万円)



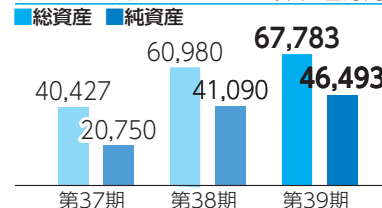
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産／純資産 (単位:百万円)



5. 対処すべき課題

1. 経営環境

当社が属する医療機器業界におきましては、高齢化によって医療に対する需要が高まっている一方で、国による医療費抑制策の下で、医療機器の公道価格である保険償還価格は継続的に引き下げられております。

また、当社の主要な事業領域である循環器領域につきましては、治療件数の増加により医療機器の販売数量も増加していることから、グローバルに事業を展開する外資系企業も数多く参入し厳しい競争が行われております。

さらに近年、医療機器においては患者様の負担が少ない低侵襲な医療機器に対する需要が高まっており、参入企業はこうした製品を開発し、迅速な市場導入に向けた取り組みを強化しております。

2. 経営方針

当社は独立系の心臓循環器領域を専門とする医療機器商社として、海外の先進的な医療機器をメーカーに代わり日本国内へ導入し、独占的に販売する事業形態をとっております。メーカーに近い立場で、商品に関する専門的な情報を提供すること等を通じて、全国の第一線で活躍する医師をはじめとする医療現場とのネットワークを構築しております。さらに、こうした事業形態をとることで、国内の流通のみを行う二次販売代理店とは異なり、高い利益水準を確保しております。

また、商社としての経験を生かしたメーカー機能も有し、医療現場のニーズにきめ細かく応える国産メーカーとして、オンリーワン製品をはじめとする自社製品の開発・製造を行っており、現在では売上高に占める自社製品の比率は過半を超えるまでに至っております。

当社といたしましては今後も、商社・メーカーの両機能を最大限に生かし、患者様をはじめ医療現場に最新最適な医療機器を提供することを通じて、中長期的な成長を目指してまいります。

3. 対処すべき課題

当社は変化する事業環境に迅速に対応し、中長期における成長を実現するため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 自社製品のさらなる拡充

医療現場とのネットワークを活用し、医師のニーズを迅速かつ確に製品開発へ反映することにより、オンリーワン製品をはじめとする、優れた医療機器を提供してまいります。また、自社製品は収益性が高く、強固な事業基盤を構築するうえでも不可欠な要素であることから、一層の拡充を図ってまいります。

② 仕入商品のパイプライン確保

医療機器は欧米を中心とする海外メーカーの技術が先行しており、新規性の高い優れた医療機器を国内へ早期に導入することが重要となります。また低下傾向にある保険償還価格に対応するため、新規性の高い医療機器を継続的に上市することで利益の確保を図る必要があります。なお、医療機器の国内導入には稟事承認が必要となり、長い期間を要する場合も多いことから、常に中長期的な視野に立ち、新規取引先の開拓を進めております。

2018年11月に主力のリズムデバイス事業において、グローバルで事業を展開するボストン・サイエンティフィック社の日本法人と独占販売契約を締結しており、同社製品の販売を通じて、事業規模の拡大を図ってまいります。

③ 研究開発・生産体制の強化

医療機器メーカーとしての競争優位性を高めるため、2018年4月には研究開発拠点であるリサーチセンターの拡充を行っております。今後も研究開発への投資を拡大し、優れた医療機器の開発に取り組んでまいります。また、成長が続く自社製品の安定供給を確保するため、マレーシア工場の建設及び小山ファクトリーの2期棟の建設を進めており、生産体制の一層の強化に取り組んでまいります。

④ 循環器以外の新領域の開拓

循環器領域の医療機器の開発を通じて培ってきた独自技術を応用することにより他の治療領域の開拓を行ってまいります。2017年6月には大腸ステントの販売を開始することで消化器領域への進出を果たしております。今後もさらに新製品の開発・導入を行うことにより、循環器領域以外の新たな収益源の開拓を進めてまいります。

⑤ 海外展開

現在、EP/アブレーションや血液浄化関連製品等の一部について海外販売を行っておりますが、業績への寄与は限定的な規模に留まっております。自社製品は既に日本国内において高く評価され、市場シェアを獲得していることから、海外における流通体制の整備に取り組み、本格的な海外販売に向けた準備を進めてまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
		%	
Synexmed(Hong Kong)Limited	15百万香港ドル	100	医療機器の輸入、販売
心宜医疗器械（深圳）有限公司	16百万人民币	100	医療機器の製造、販売

(注) 出資比率は子会社による間接保有を含んでおります。

7. 主要な事業内容

品目グループ	主要な商品
リズムデバイス	心臓ペースメーカ、ICD（植込み型除細動器）、CRT-D（除細動機能付き両心室ペースメーカ）
EP/アブレーション	EP（電気生理用）カテーテル、アブレーションカテーテル、内視鏡レーザーアブレーションカテーテル、心腔内除細動カテーテル、食道温モニタリングカテーテル、高周波心房中隔穿刺針
外科関連	人工血管、オープンステントグラフト、ステントグラフト、人工心臓弁、人工弁輪、血液浄化関連商品
インターベンション	バルーンカテーテル、ガイドワイヤー、貫通用カテーテル、心房中隔欠損閉鎖器具、薬剤溶出型冠動脈ステント

8. 主要な営業所及び工場

- ① 当社

本社	東京都品川区東品川二丁目2番20号
研修施設	天王洲アカデミア（東京都品川区）
物流センター	羽田ロジスティックスセンター（東京都大田区） 関西ロジスティックスセンター（大阪府茨木市）
工場	戸田ファクトリー（埼玉県戸田市） 小山ファクトリー（栃木県小山市） 市原ファクトリー（千葉県市原市）
研究施設	リサーチセンター（埼玉県戸田市）

支 店 ・ 営 業 所	北海道支店・札幌営業所（北海道札幌市中央区）
	東北支店・仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）
	青森営業所（青森県青森市）
	秋田営業所（秋田県秋田市）
	郡山営業所（福島県郡山市）
	北関東支店・浦和営業所（埼玉県さいたま市浦和区）
	群馬営業所（群馬県前橋市）
	東京支店・東京第一営業所（東京都豊島区）
	東京第二営業所（東京都品川区）
	茨城営業所（茨城県つくば市）
	多摩営業所（東京都府中市）
	千葉営業所（千葉県千葉市美浜区）
	横浜支店・横浜営業所（神奈川県横浜市中区）
	浜松営業所（静岡県浜松市中区）
	東海支店・名古屋営業所（愛知県名古屋市中区）
	三重営業所（三重県津市）
	北陸信州支店・北陸営業所（石川県金沢市）
	松本営業所（長野県松本市）
	大阪支店・大阪営業所（大阪府大阪市北区）
	京都営業所（京都府京都市下京区）
	神戸営業所（兵庫県神戸市中央区）
	中国支店・広島営業所（広島県広島市中区）
	岡山営業所（岡山県岡山市北区）
	米子営業所（鳥取県米子市）
	四国支店・高松営業所（香川県高松市）
	松山営業所（愛媛県松山市）
	九州支店・福岡営業所（福岡県福岡市博多区）
	北九州営業所（福岡県北九州市小倉北区）
	長崎営業所（長崎県長崎市）
	熊本営業所（熊本県熊本市中央区）
	鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）
	沖縄営業所（沖縄県那覇市）

② 子会社
(海外)

会社名	所在地
Synexmed(Hong Kong)Limited	香港
心宜医疗器械(深圳)有限公司	中国深圳市

9. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	654	+6	40.1	9.4
女 性	278	+20	34.8	5.6
合計または平均	932	+26	38.5	8.2

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	642	+11	40.2	9.5
女 性	208	+25	35.2	5.7
合計または平均	850	+36	39.0	8.5

(注) 従業員数には受入出向者を含め、出向者を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,860
株式会社三井住友銀行	2,539
株式会社りそな銀行	1,850
株式会社みずほ銀行	1,800
株式会社千葉銀行	300
日本生命保険相互会社	17

11. その他企業集団の現況に関する重要事項

(信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入)

当社は、2019年5月24日開催の取締役会におきまして、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的とした、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の詳細を決議しております。信託の期間は2019年5月24日から2022年5月31日、取得株式の総額は457百万円、株式の取得期間は2019年5月29日から2019年6月21日となります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 346,400,000株
2. 発行済株式の総数 90,419,976株
3. 株 主 数 15,652名
4. 大 株 主

株主名	所有株式数	発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
エ ム テ ィ 商 会 株 式 会 社	9,860	12.24
K S 商 事 株 式 会 社	8,768	10.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,774	5.93
鈴 木 啓 介	2,650	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,519	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,212	1.51
BNYM AS AGT/CLTS NONTREATY JASDEC	1,180	1.47
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	1,163	1.44
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,038	1.29
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,026	1.27

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式9,889千株があり、これには役員報酬BIP信託に残存する当社株式115千株が含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月22日開催の取締役会にて、2019年5月31日付で5,000,000株の自己株式を消却することを決議しております。なお、消却後の発行済株式の総数は、85,419,976株です。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権との状況

該当事項はありません。

2. 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の状況は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年3月31日)
決議年月日	2017年11月30日
新株予約権の数（個）※	10,000（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類 内容及び数（株）※	普通株式 2,000,000（注2）
新株予約権の行使時の払込金額※	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「交付株式数」という。）を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。（注3）
新株予約権の行使期間※	自 2018年1月5日 至 2020年12月30日（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とします。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。（注5）
新株予約権の行使の条件※	本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項※	－（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	－
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	－

(添付書類) 事業報告 (2018年4月1日～2019年3月31日)

※ 2019年5月22日付の取締役会において、本新株予約権につき、2019年6月6日付で残存する全部の本新株予約権を取得するとともに、取得後ただちにその全部を消却することを決議いたしました。

(注1) 交付株式数は100株であります。

(注2) 交付株式数は、行使価額の調整が行われた場合、次の算式により調整されます。なお、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨ててのものとします。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は、2,000,000株となっております。

(注3) 行使価額の修正及び調整

1 行使価額の修正

行使期間の開始日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が3,052円(ただし、2 行使価額の調整 による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

① 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用します。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の株式数を行使価額調整式(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関し

て当該調整前に(注3)2(2)③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、(i) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとします。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(注3)2又は(注3)2(4)号と類似的希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く)。
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、(注3)2(2)③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして(注3)2(2)③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、(注3)2(2)③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用します。
- ⑥ (注3)2(2)①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受けるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注3)2(2)①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとし、この場合には、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。ただし、本件新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- ⑦ (注3)2(2)①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、(注3)2(2)①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとします。
- (3) (注3)2(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (4) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注3)1に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとします。
- (注4) 本新株予約権の行使期間中であっても当社による停止指定を行うことがあります。
- 当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます。
- 本新株予約権は、その行使可能期間の全期間を停止指定期間とする停止指定(以下「当初停止指定」という。)がなされた状態で発行されます。
- 当初停止指定は、①当社が、払込期日以降に、決算短信若しくは業績予想の修正の適時開示において、(i) 当社の一会計年度の連結売上高が550億円以上の実績となったこと若しくは(ii) 当社の一会計年度の連結売上高を550億円以上とする業績予想(以下、総称して「本業績予想等」という。)のいずれかをTDnetにより開示した場合、又は②投融資又はM&A案件の発生等による喫緊の資金需要がある場合に当社取締役会が当初停止指定の取消しを決議(以下「本取消決議」という。)し、かつ本取消決議により当初停止指定が失効する旨をTDnetにより開示した場合には、それぞれの場合に応じて、本業績予想等又は本取消決議の開示時点をもって効力を失います。
- 当初停止指定が失効した後においては、当社は、本新株予約権について停止指定を行うことができます。ただし、本業績予想等及び本取消決議の開示日の翌取引日(同日を含む。)から始まる20取引日の期間を停止指定期間とする停止指定を行うことはできず、また、停止指定期間の末日は、2020年12月30日となります。

(注5) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

(注6) 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落による割当株式数

本新株予約権の目的となる株式の数は、2,000,000株（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は200株（2018年1月1日付で行った普通株式1株につき2株の割合による株式分割後の数）とする。）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しません。ただし、交付株式数は、調整されることがあります。

(2) 資金調達額

株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。

(3) 行使価額等の修正基準

本新株予約権の行使価額は、2018年1月5日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正されます。ただし、修正後行使価額は下限行使価額を下回らないものとします。

(4) 修正頻度

行使の際に上記「行使価額等の修正基準」に記載の条件に該当する都度、修正されます。

(5) 交付株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の数は、2,000,000株、本新株予約権1個あたりの交付株式数は200株（2018年1月1日付で行った普通株式1株につき2株の割合による株式分割後の数）で確定しております。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

本新株予約権 3,065,520,000円

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせません。

② 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

(2) 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

本件新株予約権に関して、割当先は本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である鈴木啓介は、その保有する当社株式について割当先への貸株を行っております。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で（注6）2.（1）①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 啓 介	
代表取締役副社長	鈴木 厚 宏	管理本部、開発生産本部、不整脈事業本部、不整脈営業本部、CV事業本部、業務本部、薬事統括本部、宣伝企画部管掌
常 務 取 締 役	高 橋 省 悟	管理本部長
取 締 役	黒 沼 孝 之	業務本部長
取 締 役	野 上 和 彦	不整脈事業本部長
取 締 役	山 田 健 二	開発生産本部長、Synexmed(Hong Kong)Limited総経理、心宜医療器械（深圳）有限公司 総経理、JLL Malaysia Sdn. Bhd.取締役社長
取 締 役	渡 辺 修	不整脈営業本部長
取 締 役	高 宮 徹	CV事業本部長
取 締 役	出 井 正	薬事統括本部長
取 締 役	干 場 由美子	人事総務統括部長
取 締 役	佐々木 文 裕	(株)ザイマックス 常務執行役員 (株)ザイマックスウィズ 代表取締役社長 (株)ザイマックス・スクエア 代表取締役社長 (株)ザイマックスヴィレッジ 代表取締役社長
取 締 役	池 井 良 彰	(株)MAパートナーズ 代表取締役
常 勤 監 査 役	神 谷 安 恒	
監 査 役	中 村 勝 彦	T M I総合法律事務所 パートナー
監 査 役	浅 利 大 造	税理士法人清和代表社員

- (注) 1. 取締役佐々木文裕氏及び池井良彰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役中村勝彦氏及び浅利大造氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役浅利大造氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年6月27日開催の第38回定時株主総会において、新たに干場由美子氏が取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
	名	百万円
取 締 役	12	450
監 査 役	3	17
合 計	15	467
(うち社外役員)	(4)	(15)

(注) 報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円及び役員株式報酬引当金繰入額17百万円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役佐々木文裕氏は、株式会社ザイマックスの常務執行役員であり、株式会社ザイマックスウィズ、株式会社ザイマックス・スクエア及び株式会社ザイマックスヴィレッジの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役池井良彰氏は、株式会社MAパートナーズの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役中村勝彦氏は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役浅利大造氏は、税理士法人清和の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	佐々木 文 裕	当期開催の取締役会12回中11回に出席し、主に経営者としての観点から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
取 締 役	池 井 良 彰	当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に経営者としての観点から、適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
監 査 役	中 村 勝 彦	当期開催の取締役会12回中11回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	浅 利 大 造	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任について、その賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	47百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は2006年5月22日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、2011年4月28日及び2015年5月20日に一部改定を行いました。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は「倫理綱領」、「行動方針（アクション・ポリシー）」および「コンプライアンス・ガイドライン」を規範とし、法令、社会倫理および定款その他の社内規程を遵守して行動する。
- ② 社内のコンプライアンス体制整備は、「コンプライアンス推進規程」に基づき、チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス委員会を中心に取り組む。
- ③ 全ての取締役および従業員に対して、コンプライアンスに関するハンドブックを配布するとともに研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- ④ コンプライアンス上の諸問題を報告、通報および相談が気軽にできる窓口として外部機関にヘルプラインを設置する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス・ガイドライン」および「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき一切の関係を遮断するとともに、万一、反社会的勢力との関係が懸念される場合は、速やかに担当部門に報告し、警察等の外部機関と連携をとりながら毅然とした態度で対応する。
- ⑥ 監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款および社内規程の遵守状況につき監査する。

【運用状況の概要】

- ・ コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに係る事項につき報告・討議を実施いたしました。
- ・ 新任役員に対して研修を実施いたしました。
- ・ 新入社員に対して研修を実施するとともに、全社員を対象にe-ラーニングによる研修を実施いたしました。
- ・ 内部通報窓口であるヘルプラインにつき、新入社員に対してカード状の案内を配布し周知いたしました。
- ・ 反社会的勢力の関係が懸念される事案は発生しておりません。
- ・ 監査室は、監査計画に基づき監査を実施いたしました。
- ・ 2019年3月29日付で指名・報酬諮問委員会を設置し、同日に第1回指名・報酬諮問委員会を開催いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会および取締役会等の重要な会議の議事録、取締役が決裁者となる稟議書および申請書、その他取締役の職務執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程に従い保存および管理する。
- ② 取締役および監査役は上記文書を常時閲覧できる。

【運用状況の概要】

- ・ 株主総会および取締役会の議事録を作成し保管しております。
- ・ 取締役が決裁者となった稟議書および申請書を全て保管しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサーおよびリスクマネジメント委員会を中心に全社的なリスク管理体制の構築を図る。
- ② 重大なリスクが発現し、全社の対応を要する場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失を最小限にとどめる。

【運用状況の概要】

- ・ チーフ・リスクマネジメント・オフィサーがリスク管理上の課題につき担当部門に対してヒアリングを実施いたしました。
- ・ リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会を開催いたしました。
- ・ 重大なリスクが発現した事象は、発生しておりません。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう業務分掌規程および職務権限規程を定める。
- ② 取締役会において年間予算を策定するとともに、取締役会において各担当取締役よりその進捗状況につき報告を行い、課題につき検討し必要な対策を講じる。

【運用状況の概要】

- ・ 取締役の職務執行が適正かつ効率的に実施されるよう、組織変更等に伴い業務分掌規程および職務権限規程の改定を実施いたしました。
- ・ 年間予算を策定し、取締役会において各取締役が定期的に進捗状況を報告するとともに、課題につき討議いたしました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a.当社は、「関係会社管理規程」に基づき、取締役等の職務執行に係る事項の報告および決算報告や議事録等の資料の提出を受ける。
 - b.当社は、当社の取締役または従業員に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該取締役等から適宜当該子会社の職務執行状況について報告を受ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a.当社は、「リスク管理規程」に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサーおよびリスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスク管理体制の構築を図る。
 - b.子会社において重大なリスクが発現した場合は、子会社の社長を中心として迅速な対応を行い、また、必要に応じて当社も支援を行うことにより損失を最小限にとどめる。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a.当社は、「関係会社管理規程」に基づき主管部門が経営管理を行うとともに、子会社の業務分掌規程および職務権限規程を定める等、業務が適正に遂行されるための体制整備の支援を行う。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a.当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社におけるコンプライアンス体制が整備されるよう、必要な助言、指導および援助を行う。
 - b.監査室は、内部監査規程に基づき、子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況につき監査する。

【運用状況の概要】

- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社より報告および資料提供を受けました。
- ・ 子会社の取締役もしくは監査役を兼務する当社の取締役および従業員は、当該子会社の経営上の重要な会議に出席いたしました。
- ・ 監査室は、監査計画に基づき子会社に対する監査を実施いたしました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

【運用状況の概要】

- ・ 該当事項はありません。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員は、当該業務に関して、取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員の人事に係る事項については、事前に監査役と協議を行う。

【運用状況の概要】

- ・ 該当事項はありません。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を遂行する。
- ② 取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた従業員の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

【運用状況の概要】

- ・ 該当事項はありません。

9. 当社および子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の取締役および従業員は監査役に対し、以下の事項につき的確かつ迅速な報告を行う。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 法令または定款に違反する行為およびそのおそれのある行為
 - ・ 会社法および金融商品取引法に基づく内部統制の整備および運用状況
 - ・ 監査室が実施した内部監査の結果
 - ・ その他監査役が報告を求めた事項
- ② 当社および子会社の取締役および従業員は、監査役から報告を求められた場合は、速やかに当該事項を報告する。

【運用状況の概要】

- ・ 当社および子会社の取締役および従業員は、監査役の求めに応じて報告を実施いたしました。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

【運用状況の概要】

- ・ 監査役に報告を実施した当社および子会社の取締役および従業員が不利な取扱いを行われた事案は、発生しておりません。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査役職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

【運用状況の概要】

- ・ 監査役職務の執行に必要な費用は、会社が適切に負担いたしました。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて社内の会議に参加することができる。
- ② 監査役会は、社長と定期的な意見交換会を開催する。
- ③ 監査室は、監査計画の策定にあたり、事前に監査役会と協議を行う。

【運用状況の概要】

- ・ 監査役は、社内の会議に適宜参加いたしました。
- ・ 監査役会は、社長と定期的に意見交換会を実施したほか、監査室とも協議を実施いたしました。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制整備および運用状況の評価は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づいて行うものとし、主管部門を定め、当該部門が中心となり取り組む。
- ② 内部統制の体制もしくは運用に不備が発見された場合は、経営者および取締役会に報告を行うとともに速やかに不備の是正を図る。

【運用状況の概要】

- ・ 主管部門である監査室が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制整備および運用状況の評価を実施いたしました。
- ・ 内部統制の体制および運用に係る不備は、発見されていません。

(注) 記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	41,665	40,259
現金及び預金	8,018	6,732
受取手形及び売掛金	12,178	12,331
有価証券	—	5,999
たな卸資産	17,071	13,579
その他の流動資産	4,397	1,614
固定資産	26,117	20,721
有形固定資産	9,920	9,914
建物及び構築物	4,784	4,865
機械装置及び運搬具	694	530
土地	3,214	3,201
リース資産	577	612
建設仮勘定	23	111
その他の有形固定資産	625	591
無形固定資産	558	576
その他の無形固定資産	558	576
投資その他の資産	15,638	10,230
投資有価証券	3,287	4,227
長期貸付金	7,052	3,522
長期前払費用	3,295	645
繰延税金資産	1,484	1,371
その他の投資その他の資産	525	472
貸倒引当金	△7	△7
資産合計	67,783	60,980

科 目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	14,580	15,452
支払手形及び買掛金	3,087	2,278
短期借入金	5,600	6,600
1年内返済予定の長期借入金	577	1,043
未払金	1,202	1,269
未払法人税等	2,027	1,801
役員賞与引当金	20	39
その他の流動負債	2,065	2,419
固定負債	6,709	4,438
長期借入金	3,189	1,117
リース債務	466	491
長期未払金	190	190
役員株式報酬引当金	61	43
退職給付に係る負債	2,543	2,351
その他の固定負債	257	244
負債合計	21,289	19,890
純資産の部		
株主資本	46,496	41,088
資本金	2,115	2,115
資本剰余金	15,572	15,572
利益剰余金	30,499	25,091
自己株式	△1,691	△1,691
その他の包括利益累計額	△16	△11
その他有価証券評価差額金	△76	△19
為替換算調整勘定	155	141
退職給付に係る調整累計額	△95	△132
新株予約権	13	13
新株予約権	13	13
純資産合計	46,493	41,090
負債・純資産合計	67,783	60,980

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期		(ご参考) 前 期	
売上高		45,525		42,298
売上原価		17,703		15,722
売上総利益		27,822		26,576
販売費及び一般管理費		17,295		15,904
営業利益		10,526		10,671
営業外収益				
受取利息	407		159	
受取配当金	99		1	
為替差益	15		—	
その他の営業外収益	48	571	98	259
営業外費用				
支払利息	49		55	
為替差損	—		102	
投資有価証券評価損	163		—	
シンジケートローン手数料	69		14	
その他の営業外費用	6	289	26	200
経常利益		10,808		10,730
特別利益				
固定資産売却益	1		1	
投資有価証券売却益	3	5	—	1
特別損失				
固定資産売却損	—		0	
固定資産除却損	12		7	
投資有価証券売却損	—		3	
工場移転費用	—	12	104	116
税金等調整前当期純利益		10,801		10,615
法人税、住民税及び事業税	3,182		3,059	
法人税等調整額	△104	3,077	78	3,137
当期純利益		7,723		7,478
親会社株主に帰属する当期純利益		7,723		7,478

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	41,733	40,171
現金及び預金	7,700	6,558
受取手形	2,771	3,008
売掛金	9,387	9,298
有価証券	—	5,999
商品	10,216	7,037
製品	3,841	3,474
仕掛品	1,738	1,550
原材料	983	1,111
貯蔵品	181	308
前払費用	514	518
短期貸付金	1,814	342
その他の流動資産	2,581	961
固定資産	26,007	20,598
有形固定資産	9,605	9,635
建物	4,460	4,679
構築物	162	186
機械及び装置	552	352
工具、器具及び備品	562	530
土地	3,214	3,201
リース資産	577	612
建設仮勘定	23	11
その他の有形固定資産	51	59
無形固定資産	558	576
電話加入権	21	21
ソフトウェア	485	487
ソフトウェア仮勘定	5	60
その他の無形固定資産	46	7
投資その他の資産	15,843	10,386
投資有価証券	3,012	4,161
関係会社株式	274	65
長期貸付金	7,712	4,238
長期前払費用	3,295	631
繰延税金資産	1,442	1,300
敷金及び保証金	514	460
その他の投資その他の資産	8	8
貸倒引当金	△417	△480
資産合計	67,740	60,769

科 目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	14,612	15,547
買掛金	3,139	2,289
短期借入金	5,600	6,600
1年内返済予定の長期借入金	577	1,043
未払金	1,174	1,207
未払費用	1,257	1,125
未払法人税等	2,026	1,800
未払消費税等	370	4
役員賞与引当金	20	39
預り金	133	125
その他の流動負債	313	1,312
固定負債	6,558	4,083
長期借入金	3,189	1,117
リース債務	466	491
長期未払金	190	190
退職給付引当金	2,406	2,160
役員株式報酬引当金	61	43
その他の固定負債	243	80
負債合計	21,171	19,630
純資産の部		
株主資本	46,633	41,145
資本金	2,115	2,115
資本剰余金	15,573	15,573
資本準備金	2,133	2,133
その他資本剰余金	13,439	13,439
自己株式処分差益	13,439	13,439
利益剰余金	30,635	25,147
利益準備金	528	528
その他利益剰余金	30,106	24,618
固定資産圧縮積立金	44	44
別途積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	24,062	18,574
自己株式	△1,691	△1,691
評価・換算差額等	△76	△19
その他有価証券評価差額金	△76	△19
新株予約権	13	13
新株予約権	13	13
純資産合計	46,569	41,139
負債・純資産合計	67,740	60,769

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考) 前 期
売上高	45,482	42,236
売上原価	17,885	16,995
売上総利益	27,597	25,240
販売費及び一般管理費	17,169	15,729
営業利益	10,428	9,511
営業外収益		
受取利息	424	166
受取配当金	99	1
貸倒引当金戻入益	62	—
為替差益	105	—
その他の営業外収益	53	93
営業外費用		
支払利息	57	57
為替差損	—	148
投資有価証券評価損	163	—
シンジケートローン手数料	69	14
その他の営業外費用	6	22
経常利益	10,876	9,528
特別利益		
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	3	—
抱合せ株式消滅差益	—	5
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	12	6
投資有価証券売却損	—	3
貸倒引当金繰入額	—	12
税引前当期純利益	10,868	10,614
法人税、住民税及び事業税	3,182	3,056
法人税等調整額	△116	△94
当期純利益	7,803	7,652

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本ライフライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ライフライン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ライフライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本ライフライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 天野 清 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ライフライン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

当社は、2019年5月22日開催の取締役会にて、2019年5月31日付で5,000,000株の自己株式を消却すること、2019年6月6日付にて残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権を消却すること、の2件を決議し、その後2019年5月24日開催の取締役会において、信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）導入および債務保証の件を決議いたしております。

当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年5月24日

日本ライフライン株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	神 谷 安 恒 ㊟
社 外 監 査 役	中 村 勝 彦 ㊟
社 外 監 査 役	浅 利 大 造 ㊟

以 上

[illegible]

■ 新交通ゆりかもめ
■ 都営大江戸線／■ 浅草線
■ JR／モノレール

竹芝駅直結
大門駅B2出口徒歩10分
浜松町駅徒歩8分



VEGETABLE
OIL INK